

評価項目・評価基準及び評価点(実績評価型)

工事名

浜松医科大学体育館改修機械設備工事

①企業の技術力

(1)企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
同種工事の施工実績	国・特殊法人等(注)及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	6点	
	その他の工事実績あり。	5点	
工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定	実績なし(欠格)		
	過去2年度以降の平均点が83点以上	6点	
	過去2年度以降の平均点が81点以上83点未満	5点	
	過去2年度以降の平均点が79点以上81点未満	4点	
	過去2年度以降の平均点が77点以上79点未満	3点	
	過去2年度以降の平均点が75点以上77点未満	2点	
	過去2年度以降の平均点が73点以上75点未満	1点	
	過去2年度以降の平均点が73点未満(実績なしを含む)	0点	
	各年度(過去2年度)の平均点が2年連続で65点未満(欠格)		
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年度以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。(欠格)		
小計		12	0

(2)配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
過去15年以降の配置予定技術者の同種工事の施工経験	国、特殊法人等(注)及び地方公共団体が発注する工事において主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	6点	
	上記以外で主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	4点	
	主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	2点	
	経験なし(欠格)		
同種工事の施工経験として挙げた工事の過去4年度以降に完成した主任(監理)技術者又は現場代理人としての工事成績(工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定)	83点以上	6点	
	81点以上83点未満	5点	
	79点以上81点未満	4点	
	77点以上79点未満	3点	
	75点以上77点未満	2点	
	73点以上75点未満	1点	
	73点未満(実績なしを含む)	0点	
	65点未満(欠格)		
小計		12	0

②企業の信頼性・社会性

(1)法令遵守(コンプライアンス)

評価項目	評価基準	配点	評価点
事故及び不誠実な行為	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がない。	0点	
	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後6ヶ月以内の当該工事の入札執行がある。	-1点	
	小計	0	

(2)地域精通度

評価項目	評価基準	配点	評価点
地理的条件(緊急時の施工体制)	静岡県西部地区(☆)に技術者・資機材等の拠点あり。	4点	
	静岡県西部地区(☆)に技術者・資機材等の拠点なし。	0点	
	小計	4	

(3)ワーク・ライフ・バランス等の推進

評価項目	評価基準	配点	評価点
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	・えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)、プラチナえるぼし認定企業又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)		
	・トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業		
	・ユースエール認定		
	※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		
	上記のいずれかの認定を受けている。	2点	
	上記のいずれかの認定も受けていない。	0点	
小計		2	0

(注)「特殊法人等」は、別紙で定める法人等とする。

(☆)静岡県西部地区:浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、湖西市、森町

配点計	評価点計
30	0

総合評価落札方式の評価基準における特殊法人等について

○特殊法人等の定義

総合評価落札方式の評価基準における特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）及び適正化法施行令に定められた法人等とする。

また、別の法令等により適正化法の特殊法人等とみなす旨の規定がされている法人等（例：国立大学法人法施行令に基づく国立大学法人）を含む。

○留意点

特殊法人等については、ある時点から適正化法の対象から除外される場合や名称が変更される場合があるため、入札参加の申請にあたり、企業又は配置予定技術者の実績を特殊法人等が発注した工事とする場合には、次の点に留意すること。

- ① 実績とする工事の原契約締結時点で、その工事の発注者が上記の定義に当てはまる者であること。
- ② 実績とする工事の発注者が、適正化法以外の法令等に基づいて特殊法人等とみなす者である場合には、根拠法令等を十分に確認すること（申請時に関連資料を求める場合がある）。

以上

（参考）適正化法に基づく特殊法人等（適正化法施行令掲載順、令和8年4月1日現在）
首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、
中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速
道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技
術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研
究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人
森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周
辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機
構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人
国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独
立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄
道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支
援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済
機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構、独立行政法
人労働者健康安全機構